

令和7年度版

高槻小ナビ



高槻小学校での生活全般のガイドブックとして、この「高槻小ナビ」を作成しています。

高槻市立高槻小学校

高槻市立高槻小学校

所在地：〒569-0074 大阪府高槻市本町3番69号

TEL：072-674-0403※

FAX：072-674-0401

ホームページ <http://www.takatsuki-osk.ed.jp/takasyo/>

※自動応答電話対応時間

- ・水曜日を除く平日…18時30分～翌朝8時、水曜日…17時30分～翌朝8時
- ・土日、祝日、長期休業中…17時15分～翌朝8時30分

<緊急連絡の場合>

児童の生命や安全に関わる重大な事態が発生し、真に緊急を要するときは、以下へ連絡をお願いします。

連絡先：高槻市役所休日夜間受付 072-674-7000

目 次

学校教育目標・小中一貫教育	3
校章・校歌・学校の概要	4
学校沿革史	5
年間行事	6
校時表	7
学校のきまり	8
持ち物について	9
物品の再購入	10
提出書類	11
学校に必要な経費	12
学校給食	14
保健室より	15
特別な状況での欠席	16
学校の安全	17
警報等発令と地震発生に伴う措置	18
緊急時の下校対応	19
児童会活動	20
就学援助制度	21
転校手続き	22
相談窓口	23

初版発行 平成21年 4月 7日

改定 令和 6年12月24日

学校教育目標

「自ら学び 仲間とともに 未来をつくる子の育成」

めざす子ども像

- ① 主体的に学ぶ子しゅたいてきにまなぶこ
- ② 相手を思いやる子あいつをおもいやるこ
- ③ わくわくチャレンジする子わくわくチャレンジするこ
- ④ 責任をもってやりとげる子せきにんをもってやりとげるこ

小中一貫教育

高槻市立第一中学校区の第一中学校、桃園小学校、高槻小学校の3校は、平成27年度より、高槻市連携型小中一貫教育実施校として、小中一貫教育を実施しています。一中校区「めざす子ども像」の実現に向け、縦の接続と横の連携を大切に、9年間を見通した教育に取り組んでいます。

また、令和5年度より高槻市立第一中学校区（第一中学校・高槻小学校・桃園小学校）においてコミュニティ・スクール(学校運営協議会制度)を導入しています。

— 第一中学校区 教育目標 —

一人のできる自力を鍛え、まわりの人と協力や助け合う関係を築き
学級・学校・社会の課題を解決していく子どもを育てる

校章



マスコットキャラクター

「高小キング」



校歌

作詞 重富 敏之（昭和24年3月～昭和40年4月在任）

作曲 岡本 望（昭和23年3月～昭和40年4月在任）

- | | |
|---|--|
| 1. 三島の空に たくましく
ゆたかに育つ 学び舎よ
日ごとに仰ぐ 北のみね
高き理想を めざしつつ
ああ 輝ける 高槻校 | 2. 摂津の里に すこやかに
とわに伸びゆく 学び舎よ
水清らかな 淀の瀬に
深きのぞみを いただきつつ
ああ 栄えゆく 高槻校 |
|---|--|

昭和28（1953）年制定（創立80周年記念）

学校・校区の概要

本校は、明治6（1873）年3月7日に「第九大区第二小区第一番小学校」として創立した、高槻市で一番歴史のある小学校です。令和5年3月に創立150周年を迎えました。

校区は、高槻市の中心部にあり、阪急京都線と国道171号線が校区の中心を通り、住宅地と商業地域からなっています。また、高槻城址を中心とした歴史遺産が点在するとともに、高槻城公園芸術文化劇場・しろあと歴史館・歴史民族資料館などの文化施設が集まっている地域でもあります。

学校規模は、各学年2～3学級、児童数約420名で、高槻市内では中規模の学校です。

学校沿革史

明治	6 (1873) 年	第九大区第二小区第一番小学校として、円成寺を仮校舎として開校 (3月7日)
明治	7 (1874) 年	高槻藩文武館跡に校地移転
明治	12 (1879) 年	島上郡高槻小学校と改称
明治	20 (1887) 年	高槻尋常小学校と改称
昭和	3 (1928) 年	現在地に校地・校舎移転 (御大典記念事業) 初代プール完成
昭和	7 (1922) 年	二宮金次郎像設置
昭和	16 (1941) 年	高槻国民学校と改称
昭和	17 (1942) 年	楠公庭訓像設置
昭和	22 (1947) 年	高槻市立高槻小学校と改称
昭和	28 (1953) 年	創立80周年記念行事 校歌制定 校旗新調 高槻市立桃園小学校分離独立
昭和	30 (1955) 年	高槻市立高槻幼稚園を本校に併設
昭和	32 (1957) 年	高槻市で最初の特殊学級設置 (知的障がい)
昭和	33 (1958) 年	現北校舎東棟竣工
昭和	35 (1960) 年	現南校舎東棟竣工
昭和	38 (1963) 年	創立90周年記念行事 給食室竣工
昭和	40 (1965) 年	高槻市立大冠小学校分離独立
昭和	42 (1967) 年	現北校舎西棟竣工
昭和	43 (1968) 年	体育館完工 高槻市立南大冠小学校分離独立
昭和	44 (1969) 年	高槻市立北大冠小学校分離独立
昭和	46 (1971) 年	高槻市立西大冠小学校分離独立
昭和	48 (1973) 年	創立100周年記念行事
平成	4 (1992) 年	中校舎竣工 (木造校舎がなくなる)
平成	6 (1994) 年	現プール完成
平成	8 (1996) 年	ことばの教室 (通級指導教室) 設置
平成	14 (2002) 年	創立130周年記念行事
平成	19 (2007) 年	二学期制実施
平成	24 (2012) 年	北校舎東棟耐震補強工事竣工
平成	27 (2015) 年	南校舎西棟改築工事竣工 (正門・中庭等、周辺工事を含む) 北校舎西棟・南校舎東棟耐震補強工事竣工 高槻市連携型小中一貫教育実施校 (一中校区) となる
令和	3 (2021) 年	GIGA スクール構想 (一人1台タブレット PC)
令和	5 (2023) 年	創立150周年記念行事

年間行事予定

高槻市では平成19年度より、授業時間の確保と、ゆとりのある楽しい学校生活ができるようにと、二学期制を実施しています。月ごとの主な活動を紹介します。毎年、年度当初に年間行事予定表をお配りしますので参考にしてください。また、正確な日程は毎月初めにお配りする学校だよりで確認してください。



<前期> 4月1日～10月中旬

4月 入学式・始業式・離任式 1年生を迎える会 健康診断・発育測定 授業参観・学級懇談会	5月 健康診断・家庭訪問 遠足	6月 土曜参観・引き渡し訓練 健康診断 田植え（5年） プール開き
7月 個人懇談会 避難訓練 水泳指導 夏休み	8月 夏休み 授業再開 発育測定	9月 授業参観 10月 稲刈り（5年） 前期終業式

<後期> 10月中旬～3月31日

10月 後期始業式 運動会 避難訓練	11月 遠足 林間学校（5年） 修学旅行（6年）	12月 個人懇談 高小まつり 避難訓練 冬休み
1月 発育測定 わくわくスタート 新入学説明会	2月 授業参観 学級懇談会 6年生を送る会	3月 創立記念日（7日） 卒業式・修了式・春休み

※年度によって変わる場合があります。

校 時 表



※登校は安全面を考慮して8：00～8：25になるようにお願いします。

※8：25に予鈴が鳴ります

登校時間	8：00～8：25	
短時間学習	8：30～ 8：40	10分
朝の会	8：40～ 8：45	5分
1時間目	8：45～ 9：30	45分
2時間目	9：35～10：20	45分
休み時間	10：20～10：40	20分
3時間目	10：40～11：25	45分
4時間目	11：30～12：15	45分
給食	12：15～12：55	40分
そうじ	12：55～13：05	10分
昼休み	13：05～13：25	20分
5時間目	13：25～14：10	45分
6時間目	14：15～15：00 ※クラブ委員会の時のみ14：20～15：05	45分
帰りの会		10分
下校	帰りの会終了後	

※年度により校時表は見直しされることがあり

高槻小学校のきまり

高槻小学校では、規則正しい生活をおくるため、また子ども達が社会性を身につけることができるようにするため、下記のような点について指導をしています。ご家庭でもご理解の上、ご協力をお願いします。

詳しくは、毎年度当初に配布します「学校のきまり」をご覧ください。



登校時間

- 登校時間は8時以降、8時 25 分までとします。遅刻をしないように、ゆとりをもって家を出してください。
- 児童の安全上、上記の時間内に着くようにお願いします
- できるだけ一人では登校しないようにしてください。
- 病院などで遅れて登校する場合は、保護者と一緒をお願いします。

登校後

- 登校後は忘れ物を取りに帰ることはできません。
- 病気や家庭の都合で早退する場合は、保護者の方のお迎えをお願いします。

校内への立ち入りについて

- 土曜日、日曜日、祝日については、校舎内は立ち入り禁止です。
 - 平日は、午後5時以降、立ち入り禁止です。
 - 忘れ物などでどうしても用事のある人は、職員室に連絡してください。
 - 午後5時以降に来られるときは、保護者と一緒をお願いします。
- ※学校開放事業で、開放委員会において割り当てられている活動は、該当いたしません。

持ち物・服装

- 活動しやすい服装で登校させてください。
- 学習に必要な物だけを持たせてください。
- 雨などのために外で遊ぶことができない時は、読書や各クラスに配布しているトランプなどをして過ごします。

放課後の約束

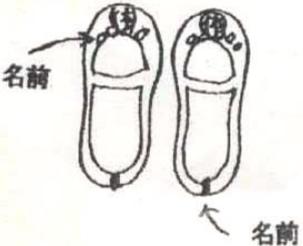
1. 学校に遊びに来る時でも、家の人にきちんと行き先を告げる。
2. 自転車で学校に来た時は、駐輪場に自転車を停める。
3. 運動場には自転車を乗り入れない。
4. おやつ・お金・ゲーム等は持ち込まない。
5. 午後5時（冬は午後4時30分）には、家に帰る。
6. エアガン、花火などの危ない遊びはしない。



持ち物について

いずれも、学校からの指定店はありませんので、近くのお店などで購入してください。

○上靴と体育館シューズ

上靴と体育館シューズ	上靴 (白のシューズ)	体育館シューズ
		

上靴と体育館シューズをそれぞれご用意ください。
体育館シューズには **体** と書いて下さい。

○体操服・学用品等の用意

体操服 ・ 赤白帽

〈寒くない時〉 赤白帽子、体操服半袖、紺色のハーフパンツ

〈寒い時〉 赤白帽子、体操服の長袖または半袖、紺色ハーフパンツ、長ズボン

〈とても寒い時〉 トレーナーやジャージーの上下を体操服の上に着ても良い。

※フード付きトレーナー、ウインドブレイカー、フリース、手袋、着用しません。

〈水泳時〉 水着、帽子（水泳帽の色は学年により指定があります。）

学用品

〈クーピー〉 12～15色の物でケース付（色鉛筆は芯が折れやすいため不可）、現在使用している物がかまいません。

〈クレパス〉 16色の物で、箱入り。現在使用しているものでかまいません。

〈固形スティックのり〉 約20g（水のりは不可）

〈油粘土〉 ケース付き（低学年）

〈粘土板〉 粘土板は、現在使用しているもので、構いません。

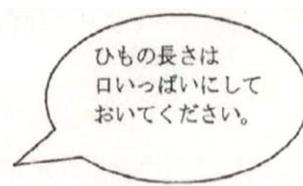
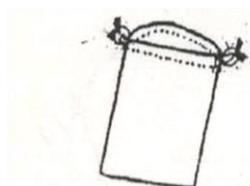
〈はさみ〉 カバー付きのもの

○給食の用意

給食のナフキンとナフキン袋（どちらにも記名をお願いします。）

ナフキン（30×40くらい）

ナフキン袋 15cm×12cm程度

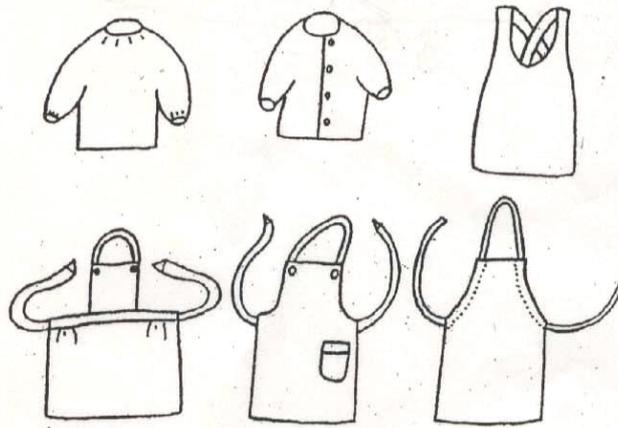


○給食当番の用意

給食当番用エプロン・帽子（または三角巾）・マスクを個人持ち、各家庭でご用意していただきます。

下記のことを参考にしてください。

- ① エプロン……どんな形のものでも胸当ての部分があれば構いません。
自分で着脱できるものをお願いします。



- ② 帽子または三角巾（バンダナ等を利用していただいても結構です）



- ③ マスク……布製のものでも、紙製のものでも結構です。
④ 整理袋……エプロン・帽子（または三角巾）を入れておきます。



ひもの長さは
口いっぱいにして
おいてください。

30cm×25cm程度の袋

物品の再購入

なつかこうぶんどろ
教科書・・・長束興文堂 高槻市紺屋町8-31 TEL:072-685-0045

※教科書を紛失・破損した場合は、上記にて購入してください。（有償）

副教材（ドリル・ワークや資料集など）・・・学校へ連絡

※教科書以外の副教材は、市販されていない場合が多いので、紛失・破損により
再度の購入が必要となった場合は学校へご連絡ください（TEL:674-0403）。
学校から発注し、お渡しします。（有償）

提出書類

入学した時、他の学校から転入した時、進級してクラスが変わった時には学校から次の3種類の書類をお渡しします。お子さんが学校で生活する上で大切な内容ですので、できる限り正確に記入して担任に提出してください。

個人情報が記載された書類は、高槻市個人情報保護条例並びに高槻小学校の「個人情報保護方針」「個人情報管理規定」に基づいて適切に取り扱います。他の学校に転校される時、進級してカードを書き換える時、卒業する時にはカードをお返しいたします。

1. 緊急連絡カード

学校で具合が悪くなった時や病院を受診する必要がある時に用いるカードです。お勤め先や携帯電話等、緊急で連絡が取れる連絡先の記入をお願いします。緊急連絡先や保険証の有無などに変更があった時には、できる限り速やかに担任にお知らせください。
3年に1度、新しい用紙に記入していただきます。

2. 保健調査票

お子さんの普段の健康状況を確認するための書類です。学校での教育活動や検診などの際の参考資料となります。
入学時に記入していただき、卒業まで使用します。

3. 児童家庭カード

家庭の状況や連絡先、ご自宅の場所を把握するためのものです。公簿の作成にも使用しますので、正確にご記入ください。
3年に1度、新しい用紙に記入いただきます。

学校徴収金について

教育活動において必要なもののうち、教科書以外の教材類、校外活動の費用など児童個人に関わるものについては、学校にて一括購入・一括支払を行いますので、この費用を毎月の集金額として納入いただくことになります。

本校での納入方法としては、原則「ゆうちょ銀行での自動払込(口座振替)」をお願いしております。(紛失の防止や安全面などの観点から)



1. 学校徴収金の内訳

費 目	主 な 使 途
学年費	*学習資料集やドリル類、ファイル・ノートなどの教材 *図工・家庭科・運動会などの実習材料 *宿泊行事(修学旅行、林間学校)の費用 *遠足・社会見学・芸術鑑賞等の費用 など
日本スポーツ振興センター 災害共済掛金(任意)	学校管理下の災害に対する給付金のための掛金のうち 保護者負担金

※ 給食費については、市から別途お知らせがあります。

2. 納入方法

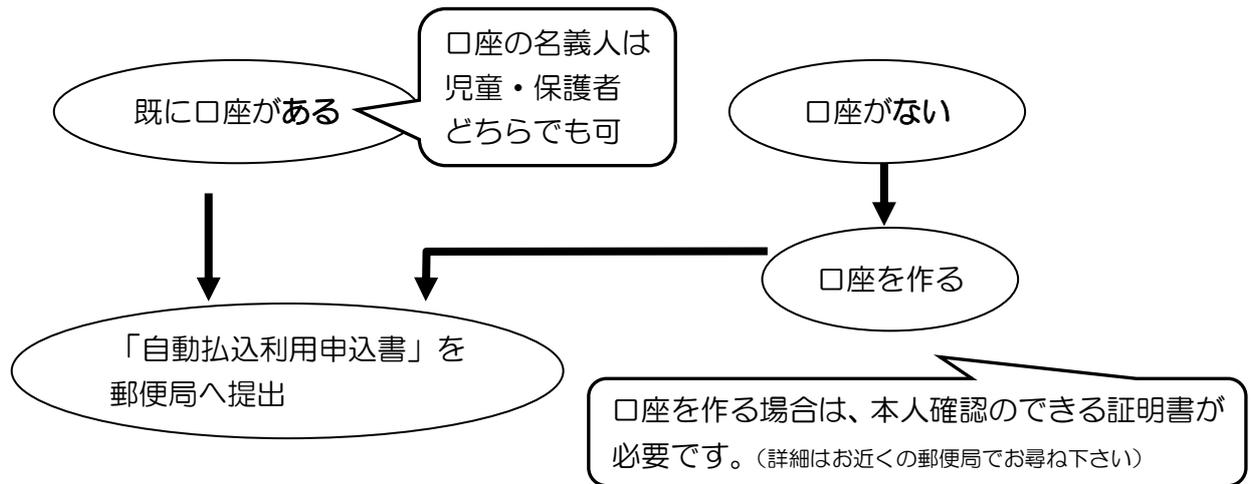
毎月の学年費等をまとめて口座振替(引落)で徴収します。

取扱金融機関：ゆうちょ銀行

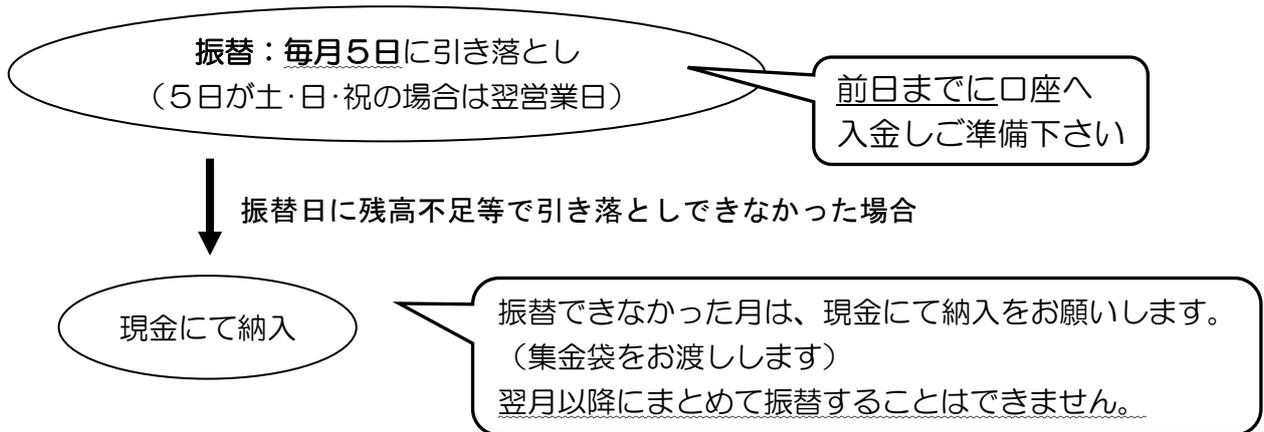
口座振替日 毎月5日 (土日祝日の場合は、翌営業日となります。)

- 初回振替日は、例年5月上旬に行っています。
- 児童一人あたり、1回につき10円の振替手数料のご負担をお願いしております。
あらかじめご了承ください。
- 引き落としができなかった場合、学校から集金袋を配付しますので、現金で直接学校へ納入してください。

★口座振替の申し込み手続き★



★毎月の振替について★



学校給食

高槻市の小学校給食は、自校調理方式で実施しています。安全・安心でおいしい給食をめざし、手作りの給食を心がけています。数年前より、食器が陶磁器食器から、軽く扱いやすいPEN食器に変わりました。はしとスプーンは献立によって使い分けています。

安全な給食を実施するために

- 食中毒予防に気をつけています。
 - ・高槻市の衛生管理マニュアルを遵守しています。
 - ・調理従事者は毎日の健康観察、爪ブラシを使用しての手洗い、アルコール消毒の徹底を図っています。
 - ・食材は衛生的に保管しています。
- 食品添加物をできるだけ使用していない食品、有機農産物の購入に努めています。
- 合成洗剤ではなく、石鹼を使用しています。

学校・家庭・地域と連携した食育を

学校給食は、学校教育の一環であり、特別活動として位置づけられ、子ども達の健全な育成をねらいとしています。学校では給食を通しての食育に取り組んでいます。子ども達は地域の方の畑をお借りして、いも掘りや米の苗植えなどの体験学習も行っています。

1. 献立表に目を通しましょう。

- ・献立表には、給食の献立や食べ物に関する情報が掲載されています。

2. 食事のマナーについて話し合しましょう。

- ・食器やはしの持ち方、姿勢、食前・食後のあいさつ、食べ物を口に入れたまましゃべらない、食事中は立ち歩かないなどご家庭でも話し合ってください。

3. 衛生に気をつけましょう。

- ・清潔なハンカチ、エプロン、帽子、ナフキン、マスクを持たせてください。
- ・食事の前に手洗いを習慣づけましょう。

4. 食事のお手伝いをしましょう。

- ・ご家庭でお手伝いをすることで、食べ物に関心を持つようになります。

アレルギー対応について

高槻市では、鶏卵・うずら卵・牛乳の除去食の対応をしています。そのほかのアレルゲンについては、ご自宅からの代替食の持参等の対応をしています。食物アレルギーの情報は、日々の給食管理だけではなく、宿泊行事などの場合にも必要な情報となります。そのため、「食物アレルギー等調査票」については全員ご提出ください。食物アレルギーを有する場合は「食物アレルギー等調査票」と「学校生活管理指導表」をご提出ください。

*食物アレルギーを有し、給食での対応が必要な場合は、4月以降に面談をおこない、学校での対応を確認します。

保健室より

保健室は、お子様が健やかに楽しく学校生活を送れるようにお手伝いするところです。保健指導や健康診断、および学校内でのけがや体調が悪くなったときの応急手当などを行っています。保健室は、医療機関ではありませんので、行えるのは応急手当のみです。その後の手当てや家庭でのけがの処置もできませんので、ご家庭でお願いします。また、薬の投与や保管も原則できません。

「ほけんだより」を活用してください。

子どもたちの健康に関わって保護者の方と一緒にみていきたいことや気をつけていただきたいこと、また健康診断の日程などをお知らせしています。必ず目を通していただきますようお願いいたします。

朝の健康チェックのお願い

毎朝、顔色、機嫌、食欲などお子様の様子を観察していただき、必要であれば少し休ませてから登校させるなどのご配慮をお願いします。

保健室の利用について

☆けがをしたとき

学校でけがをしたとき、応急手当をします。

授業に支障がある・緊急に医師の治療が必要と判断したときは、学校から病院へ行きます。その際、保護者に連絡し、けがについての報告と受診先について相談させていただきます。保護者の方にも搬送先に来ていただきます。連絡がつかない場合は緊急連絡カードに記載されているかかりつけの医療機関を優先いたします。かかりつけの医療機関の記入のない場合や、記載があっても診療時間などにより受診できない場合は、学校の判断で病院へつれていきますのであらかじめご了承ください。



☆気分が悪いとき

保健室では、様子をみながら必要に応じて休ませます。その後も状態がよくなる場合は、保護者の方に連絡をとり、早退させます。感染症が疑われる場合は、すぐにお迎えをお願いします。

災害共済給付制度（独立行政法人日本スポーツ振興センター）について

授業中・休み時間・放課後・校外学習（社会見学、遠足、修学旅行、林間学校等）など学校管理下でおこったけがなどにより医療機関で治療を受けた場合には、日本スポーツ振興センターの災害共済給付制度により医療費が支給されます。（ただし、請求点数により給付対象外となることもあります。詳しくは申請の時にお渡しする用紙をご参照ください。）

☆共済掛け金

日本スポーツ振興センターは、高槻市と保護者からの掛け金と国の補助により学校管理下の災害に対して共済給付を行うものです。

☆申請手続き

医療機関で治療を受けた場合は「医療等の状況」、薬局で薬剤を処方されたときは「調剤報酬明細書」の用紙を学校からお渡しいたします。この用紙に医療機関や薬局で必要事項を記入してもらい、学校へ提出してください。この用紙への記入は、医師会、薬剤師会の協力でほとんどのところで無償となっています。なお、手続きの関係上、申請から給付まで5～6ヶ月ほどかかることもありますので、ご了承ください。

特別な状況での欠席

体調不良等で学校を休んだ場合は欠席となりますが、下記のような場合には欠席扱いにはなりません。

①親族がなくなった場合

父母、祖父母、兄弟姉妹、伯叔父母等、実態に応じて「忌引」となります。

②休校、学校閉鎖、学級閉鎖の場合（災害時や感染症の感染予防等に行います。）

③感染症で欠席する場合

次の病気で欠席する場合は「出席停止」となります。学校や学級での感染を防ぐことはもちろんですが、何よりお子さんの治療と安静のためです。

完治しましたら、医療機関で「登校許可書」をもらい、登校時に学校に提出してください。登校許可書がない場合は、登校できません。なお、高槻市内の医療機関では、無償で書いていただけます。（医療のひっ迫回避のため、インフルエンザや新型コロナは提出不要の場合があります。）

出席停止になる感染症（学校感染症）

感染症第1種 医師の登校許可書が必要

痘瘡	エボラ出血熱	ラッサ熱
ジフテリア	クリミア・コンゴ出血熱	鳥インフルエンザ
急性灰白髄炎（ポリオ）	南米出血熱	重症急性呼吸器症候群
ペスト	マールブルグ病	中東呼吸器症候群

感染症第2種 医師の登校許可書が必要

インフルエンザ	流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	風疹	結核
百日咳	アデノウイルス感染症（咽頭結膜熱など）	新型コロナウイルス感染症	
麻疹（はしか）	水痘（水ぼうそう）	髄膜炎菌性髄膜炎	

感染症第3種 医師の登校許可書が必要

腸管出血性大腸菌感染症	コレラ	腸チフス	細菌性赤痢
パラチフス	急性出血性結膜炎	流行性角結膜炎	

その他の感染症

医師の登校許可書が必要		医師が登校停止を指示した時は出席停止 登校許可書が必要	
溶連菌感染症	ウィルス性肝炎	感染性胃腸炎 （流行性嘔吐下痢症）	伝染性紅班 （リンゴ病）
ヘルパンギーナ	マイコプラズマ感染症	手足口病	伝染性膿痂疹 （とびひ）

※急性出血性結膜炎、流行性角結膜炎、とびひは、プール不可

※その他、医師の指示による

学校の安全

学校では児童が安心して学校生活を送れるように、様々な配慮をしています。これらは、皆がきまりを守ることによって、より一層有効に機能します。



正門に警備員を配置

○7：45～16：00

○主に不審者の侵入チェックをしています。保護者の皆さまには名札をお渡ししていますので、学校に来られる時には着用をお願いします。

○学校の周りの様子をチェックするために巡回警備をすることもあります。

通学路

○登下校には決められた「通学路」を通るようにしてください。

○集団登下校はしていません。登下校の際、できるだけ複数で登校するようにご指導ください。

○早朝よりの登校は監視も行き届きませんので、8：00以降に学校に着くように登校させてください。

地域での安全

地域で子どもたちの安全・安心を見守るネットワークや取り組みがあります。

○「高槻小学校区地域安全センター」（平成26年2月4日設立）

子どもたちの安全・安心を見守るため地域・学校・警察が連携協力しています。

○セーフティボランティア・・・登下校の見守りなどを行っています。

○「地域安全マップ」・・・校区の危険箇所などを掲載しています。

○防犯カメラ設置・・・校区に11か所設置されています。

○防災無線を利用した地域放送で、帰宅時刻の呼びかけをしています。

安全点検

○毎月、教職員が手分けして校舎内外の施設・設備の点検をしています。不備を発見したら、できるだけすみやかに改善するようにしています。

○教材・教具などについても、購入する時には必ず安全の視点を持ち、検討しています。

安全指導

○学校では、日常の安全指導以外にも避難訓練や引き渡し訓練などを計画的に行っています。地震・火災・洪水・不審者の対応・交通安全指導なども行っています。

○教職員も非常時の訓練を定期的に行い、適切な対応がとれるようにしています。

警報等の発令と地震発生に伴う措置について

高槻市に警報が出た時や大きな地震が発生した場合には、下記の対応となります。ラジオ・テレビ等の報道やインターネットなどの情報にご注意ください。

特別警報が高槻市に発令された場合

高槻市に特別警報（大雨・暴風・高潮・波浪・暴風雪・大雪）が発令された場合、臨時休校とします。
※避難勧告に従い避難場所へ避難するか、外出することが危険な場合は家の中で安全な場所にとどまるなど、直ちに命を守る行動をとるようにしてください。

暴風警報・大雨警報・洪水警報が高槻市に発令された場合（「大雨」「洪水」はR3.4.1～）

	警報	対応	給食
登校前	1 午前7時時点で警報が出ているとき	自宅待機	給食は中止
	2 午前9時までに警報が解除されたとき	登校（午前中授業） ・高槻小学童保育室は開室（弁当持参）	
	3 午前9時現在警報発令中	臨時休校	
登校後	4 いずれかの警報発令されたとき	◆安全を確認した上で速やかに下校します。 ◆下校させるのが危険と判断する場合は学校で待機します。下校時刻や下校方法は、状況によって判断します。 ・高槻小学童保育室は休室	給食の有無は状況によって判断します。

※「4」の場合は、緊急連絡メール等でお知らせします。急な下校時には、家庭でどう過ごすか、平素からお子さんに話しておいてください。

※「2」で、学童保育にいかない場合、担任にも連絡帳等でご連絡ください。

その他の警報や注意報が発令された場合

通常は休校になりません。平常授業（給食あり）。安全に注意して登校させてください。

高槻市に震度5弱以上の大規模地震（余震）が発生した場合

1	登校前	臨時休校	各家庭で安全確保に努めてください
2	登校途中	<ul style="list-style-type: none"> 危険な場所を避け、安全な場所に一時避難し、揺れがおさまったら、学校か自宅の近いほうに行ってください。 落下物に注意し、壊れそうな建物や塀、地割れなどに近づかないようにしてください。 	
3	在校時	<ul style="list-style-type: none"> 学校は、児童を安全な場所へ避難誘導させます。 学校および周辺の被害状況を見届け、安全確認のうえ、保護者に引き渡すまで責任を持って保護監督いたします。 	

※震度5未満の地震（余震）が発生したとき

原則として臨時休校にはしませんが、学校および地域の被害状況などにより、児童の安全確保の上から臨時休校の措置をとることもあります。

※大地震が起こった場合、家族がどこで落ち合うかなど、話し合っておいてください。

（高槻市災害対策マニュアルに基づく）

緊急時の下校対応

学校内外で不測の事態が発生した時は、児童を安全に保護者に引き渡すために、下記のように対応します。これは緊急度に応じてその対応を変えておりますので、ご理解ください。



緊急時の下校対応

レベル	事 例	学校の対応	連絡方法等
注意喚起	教育委員会より子どもの安全に関する情報が入り、子どもへの指導が必要と判断した場合	通常下校 ※各学級で注意指導の上複数で下校 (学童児は学童保育へ)	※必要に応じ、お知らせのプリントを配布(当日又は翌日)
レベル1	近隣校区において被害が発生した場合	学年別集団下校 ※学年単位や複数学年単位毎に一斉下校 (学童児は学童保育へ)	※緊急連絡メールで連絡 ※お知らせプリント配布 ※教職員パトロール
レベル2	下校時の安全確保が必要な災害や校区内で児童の安全を脅かす事件等が発生した場合など 事件等が発生し、まだ解決していない場合など	全校一斉集団下校 ※地区担当教職員が引率して下校	※緊急連絡メールで連絡 ※お知らせプリント配布 ※セーフティボランティアの協力 ※教職員パトロール
レベル3	震度 5 弱以上の大規模地震、重大災害、重大事件・事故が校区内で発生した場合など、保護者等に直接引き渡す必要があると学校が判断した場合	緊急引き渡し ※保護者等(児童家庭カードに記載されている引取り人)の迎えによる下校 ※迎えが来るまで、児童は学校待機 (学童保育室休室)	※緊急連絡メールで連絡 ※お知らせプリント配布 ※教職員パトロール

緊急時 学校からのお願い

- ◆学校は、避難場所となっております。あせらずに対応してください。
- ◆大地震のとき、電話やメールが通じないなど、通信が機能しなくなることも考えられます。連絡がなくてもマニュアルにそって、行動してください。
- ◆学校の電話は、緊急時の外部との連絡のため、非常に重要な役割を担います。大地震など緊急事態の時には、学校への問い合わせはご遠慮ください。

児童会活動

学校生活をよりよくしていくための、子ども達による組織が児童会です。児童会では児童の自主性を高めるため、また児童間のつながりを深めるための活動を行っています。活動は、4・5・6年の各クラスの学級代表が中心になって進めています。



《児童会活動》

委員会 4年生以上の児童は委員会に入って活動をします。どの委員会に入るかは、各クラスで相談して決めます。高槻小学校には次のような委員会があります。

児童会	保健委員会	給食委員会	体育委員会	図書・掲示委員会
放送・新聞委員会	エコクリーン委員会			

児童集会 児童会が司会をします。学校行事や、各委員会からのお知らせなどを行います。

対面式 全校で新1年生を迎えます。

高小まつり ペア学級で出し物を考え、楽しい一日を企画します。

挨拶運動 毎月28日に正門で、「おはようございます」と、挨拶をしています。

ペア学年交流 行事を中心にペア学年で交流をします。

6年生を送る会 全校で6年生の卒業を祝います。計画と司会を児童が担当します。

《クラブ活動について》

高槻小学校では、4・5・6年生がクラブ活動を行っています。昨年度に活動したのは下記のクラブです。（年度によって変わることがあります）

運動系

サッカー／陸上／バドミントン／バスケットボール／卓球

文科系

理科・コンピューター／ボードゲーム／工作

就学援助制度

就学援助制度とは、児童生徒が学校で学習するために必要な費用を保護者が負担することが困難な場合、一定の条件（所得制限があります）を満たしていれば、その家庭に対して援助費が給付される制度です。

申請から認定まで

- ①毎年4月に、高槻市教育委員会より学校を通じて「就学援助制度についてのお知らせ」（就学援助費申請受付に関する案内）が配布されます。
- ②申請を希望する場合は、案内文書をよくお読みいただいた上で、指定された申請期間（毎年5月中旬頃）に、市役所の指定場所にて手続きをしてください。

注意

※年度ごとの認定なので、継続して援助費を受けたい場合も、毎年、手続きしていただく必要があります。（自動継続はされません）

※当初受付期間以外の期間も、申請をすることは可能です。ただし当初受付期間以降に申請された場合は、4月分にさかのぼって援助費を受けることはできません。（認定された場合は、申請した月分からの援助費が支給される）

- ③申請に基づいて、教育委員会にて所得の確認等、認定についての審査を行います。
※書類不備等があった場合は連絡があります。
- ④審査後、結果（認定の可否）が通知されます。（7月頃）
- ⑤認定された場合は、7月・12月・3月に援助費が支給されます。
（宿泊行事・修学旅行にかかる援助費については、行事实施日によって支給日が変わります）

援助費の内容(小学生)

援助内容について詳しくは、年度当初の「就学援助制度についてのお知らせ」を参照してください。

- 学用品費、通学用品費、宿泊を伴わない校外活動費
- 学校給食費（給食無償化期間は対象外）
- 新入学生徒学用品費（小学校1年生・入学準備金を受給されている方は対象外）
- 中学校入学準備金（小学校6年生）○卒業アルバム代（小学6年生）
- 宿泊を伴う校外活動費の交通費、見学料（一定限度額までの実費・宿泊費は対象外）
- 修学旅行費の宿泊費、交通費、見学料など（一定限度額までの実費）
- 通学費（通学距離が片道4km以上の場合に実費）
- 日本スポーツ振興センター災害共済掛金（保護者負担金）の免除
- 医療費…治療前に学校へ「医療券」の交付を申し出て、受領してから治療に行ってください。医療券がない場合は本人負担となります。

※援助対象となる病気

トラコーマ及び結膜炎、白癬、疥癬及び膿か疹(とびひ)、中耳炎、慢性副鼻腔炎(蓄膿症)及びアデノイド、寄生虫病(虫卵保有を含む)、う歯(むし歯)

※就学援助制度に関するお問い合わせや申請に関する相談は、下記担当課へお願いします。

問い合わせ先：高槻市教育委員会 保健給食課 TEL：674-7608

転校手続き

転居等に伴い、高槻小学校から転出される場合は、すぐに学校へお知らせください。
(予定の段階であっても、異動がわかりましたら至急、学校へご連絡ください)
転校に伴う手続きは下記のようになります。

- ①転出の予定(転居予定日・児童の最終登校日)を高槻小学校へ連絡する。
- ②転出までに、学校徴収金(学年費)の精算を行う。
※精算額に基づき、返金または追加徴収があります。別途、事務室よりご連絡します。
- ③市役所(市民課・本館1階)で、住民異動の手続きを行う。
※住民異動手続きの詳細は市民課(TEL:674-7064)へ問い合わせるか、高槻市のホームページをご参照ください。

高槻市外への転出の場合

引越しの2週間前から手続きできます。手続き時に、学校提出用の「転(退)学通知書」が発行されますので、高槻小学校へご提出ください。

高槻市内(高槻小の校区外へ)の転居

引越し終了後に手続きをしてください。(事前手続きはできません)
手続き時に、学校提出用の「転(退)学通知書」「転入学通知書」が発行されます。
「転(退)学通知書」→高槻小学校へ提出
「転入学通知書」→転校先の学校へ提出

- ④「転(退)学通知書」を確認後、高槻小学校より「在学証明書」「教科用図書給与証明書」を発行。

※新しい学校での転校手続きに必要な書類です。海外への転出の場合などで、住民異動手続きをする前に書類が必要な場合は、申し出てください。

- ⑤新しい学校で転入手続きを行う。
※高槻市外への転出の場合は、引越し先の市町村役場で転入手続きをしてから学校へ。
※市役所で発行される「転入学通知書」と高槻小から発行した「在学証明書」「教科用図書給与証明書」を新しい学校へ提出してください。(ただし高槻市外の市町村では転校手続き方法が違う場合もありますので、詳細は市町村の窓口でご確認ください)

就学の指定校の変更や区域外就学について(校区外の学校への就学や通学)

校区外の学校への通学は、原則的には認められていません。ただし、市の定める「就学の指定校の変更」や「区域外就学」の審査基準に則り、認められる場合もあります。

例：5年生以降に転居し、卒業までもとの学校へ通学を希望する場合
学期途中で転居し、区切りのよい学期末まで元の学校へ通学を希望する場合
住居建て替えに伴い一時的に校区外に転居する場合 ……………など
希望がある場合などは、高槻市教育委員会教育指導課にご相談ください。

なお「就学の指定校の変更」や「区域外就学」の審査基準は、高槻市ホームページで公開されています。下記ページから見るができます。 [高槻市ホームページ](#)>子育て・教育>小・中学校一就学・転入退学>相談一指定校変更・区域外就学

相談窓口

子育てや学校生活、家庭生活で悩みや相談があるときは、学校以外にも下記のような相談機関があります



■教育に関する相談

学校生活、進路、家庭での学習態度、帰国児童、スクール・セクシュアル・ハラスメント等の相談

名 称	所 在 地	電 話 番 号
高槻市教育センター こころの電話相談 面接教育相談	高槻市城内町1-1	(電)072-673-0783 (面)072-668-5855
大阪府教育センター すこやか教育相談	大阪市住吉区苅田4丁目13-23	子どもから 06-6607-7361 保護者から 06-6607-7362

■家庭支援に関する相談

子育て、生活習慣、しつけ、性格、行動、親子関係、家庭内暴力、児童虐待、養育上の経済問題等

名 称	所 在 地	所 在 地
子ども家庭センター 子どもと家庭についての相談全般	吹田市出口町19-3	06-6389-3526
高槻市子育て支援センター (カンガルーの森)	高槻市北園町6-30	072-686-5055
子どもの虐待ホットライン		06-6646-0088
チャイルドレスキュー110番		06-6943-7076
子ども専用 子ども悩み相談		0120-7285-25

■こころとからだに関する相談

身体に関すること、思春期、エイズ、精神保健、情緒障害、摂食障害、心因性疾患等

名 称	所 在 地	所 在 地
高槻市保健所 こころの健康相談	高槻市城東町5-7	072-661-9332
大阪府 こころの電話相談	大阪市住吉区万代東 3-1-46	06-6607-8814
大阪府精神医療センター 児童思春期外来	枚方市宮之阪 3-16-21	072-847-3261

【通級指導教室について】

1. 通級指導教室とは・・・ことばやコミュニケーションについて、一人ひとりの実態に応じた個別の指導をする教室です。

- 子どもたちは通学している学校で学習しながら、決められた時間に通級し、指導を受けます。
- 必要に応じて専門医、専門家、その他の関係機関と連絡をとりながら指導にあたります。
- 子どもの状態に応じて週1時間程度の指導をします。
(2年間をめぐりに指導を行います)

2. こんな指導をします

- 一人ひとりの子どもの状態、能力、気持ちなどを考慮し、子どもにあった指導をします。
- 個別あるいは少人数のグループで学習します。
- 保護者、在籍学級担任と連携をとりながら指導をすすめます。

○ 高槻小学校は、通級指導教室設置校です。

【特別支援教育コーディネーター】

学習内容が理解しにくい、友だちとのコミュニケーションがうまくとれない、生活習慣の定着ができないなど、心配なことがありましたら、学級担任だけでなく、特別支援教育コーディネーターにもご相談いただけます。相談されたい場合は、担任にご連絡ください。

保護者と学校、教育委員会等の関係機関が連携して、お子様の支援について一緒に考えていきます。